

居宅介護支援センターくろさわ 運営規程

2025年4月1日

（事業の目的）

第1条 医療法人社団美心会が開設する居宅介護支援センターくろさわ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業、指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、適正な指定居宅介護支援業務を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性、また、介護者等の介護状況、家族状況等を踏まえて、要介護者等が自立した生活が送れるよう相談援助並びに介護計画を作成する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称： 居宅介護支援センターくろさわ
- 2 所在地： 高崎市中居町3-20-8

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、自らも指定居宅介護支援の業務に当たる事もできる。
- 2 主任介護支援専門員 4名（うち管理者と兼務1名）
介護支援専門員 4名（常勤4名）

（営業日および営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、祝日、病院の創立記念日、12月31日～1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援業務の内容）

第6条 指定居宅介護支援業務の内容は以下のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- 2 指定居宅サービス事業所等への連絡調整
- 3 介護保険施設の紹介
- 4 介護に必要な相談、援助
- 5 その他介護に関することのお手伝い

(利用料等)

第7条 利用料は、下記の通りとする。

- 1 要介護者または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付される為、自己負担は発生しない。
- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要する交通費は、次の通りとする。

(1) 事業の実施地域を越えた所から、片道10km未満の場合	200 円
(2) 事業の実施地域を越えた所から、片道10km以上15km未満の場合	300 円
(3) 事業の実施地域を越えた所から、片道15km以上20km未満の場合	400 円
(4) 事業の実施地域を越えた所から、片道20km以上の場合は 1 km増える毎に 50 円加算	
- 3 前項での費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高崎市、藤岡市、安中市、玉村町、神流町、上野村の地域とする。

(守秘義務)

第9条 守秘義務は次のとおりとする。

- 1 職員は正当な理由なく、その業務上で知り得た利用者および家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 関係市町村及び関係機関への情報提供は、必ず利用者及びその家族等の同意を得た上で行う。
- 4 利用者およびその家族の個人情報や主治医との連携やサービス担当者会議等において用いる場合、あらかじめ文書による同意を得ることとする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情の対応)

第11条 事業所は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は虐待防止の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関わる委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第 13 条 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。

- 1 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為はおこなわない。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う際には、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知する。
- 4 身体拘束等適正化のための指針を整備する。
- 5 身体拘束等適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援、指定居宅介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、従業員に対して業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための処置)

第 15 条 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延の対策、計画を整備する。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 16 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援、指定居宅介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為に県市町村等で開催される研修に派遣する。

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 2025 年 4 月 1 日から施行する。